

急傾斜地崩壊危険区域内制限行為許可申請

概要	<p>兵庫県丹波土木事務所管内の急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項各号に掲げる行為を行う場合には知事の許可が必要です。</p> <p>また、許可を受けた行為などの内容を変更する場合も同じです。</p>		
提出先	<p>急傾斜地崩壊危険区域内制限行為の申請書は、行為を行う土地が所在する市役所に1部提出の必要があります。</p> <p>丹波土木事務所へは2部提出していただきますので、合計3部必要です。</p> <p>丹波市内 → 丹波市役所(春日庁舎)道路整備課 電話(直通)0795-74-1592</p> <p>篠山市内 → 篠山市役所 地域整備課 電話(直通)079-552-5025</p> <p>両市とも → 丹波土木事務所 管理課 電話(直通)0795-73-3835</p>		
備考	<p>1 申請に必要なもの</p> <p>(1)位置図 ア 縮尺1/3万～1/5万の地図又は見取り図に工事箇所を朱書きしたもの。 イ 最寄りの公道から申請箇所までの道順を示すこと。</p> <p>(2)字限図 ア 急傾斜地崩壊危険区域の行為区域を赤線で囲むこと。 イ 法務局の字限図を転写し、転写年月日、場所、職氏名押印をすること。</p> <p>(3)計画平面図 ア 縮尺1/250～1/500のものとし、等高線等行為区域及び周辺の地形が判定できるものとし、切土、盛土、構造物を色分けしたうえ、計画を明確に記入すること。 イ 行為の区域、指定地等の境界線を記入すること。 ウ その他、隣接地との関係のわかる平面図とする。</p> <p>(4)縦横断面図 縦横同一の縮尺1/50～1/100のものとし、計画を明確に記入すること。</p> <p>(5)河川、道路等の縦断面図 ア 河川の勾配を記入すること。 イ 縮尺1/50～1/100とし、横は計画平面図と一致させること。</p> <p>(6)構造物の詳細図 縮尺1/50～1/100とし、寸法を明確に記入すること。</p> <p>注) 変更の場合、申請書等は従来を朱、変更後を黒、図面は従来を黒、変更後を朱書とすること</p> <p>注) 急傾斜地崩壊危険区域内制限行為には手数料が必要です。</p>		
様式	申請書(新規、変更)	新たに申請する場合、既に許可を受けた内	Word

		容を変更する場合の申請様式です。	
	申請書(更新)	期間の満了後も引き続いて当該許可に係る行為を行おうとする場合の申請様式です。	Word
	同意書(承諾書)	利害関係者の承諾書です。	Word
	損害賠償責任負担請求書	工事に起因して県や第三者に損害が発生した場合の責任負担について提出していただきます。	Word